

11 エネルギー関係

ア 石油

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
		16 年度	17 年度	18 年度		
C重油関税の在り方 (経済産業省)	C重油関税は石炭対策の財源であるとともに、連 produk ある石油製品の安定供給確保という目的もあり、依然として関税率が高いことから、需要家業界にとっては輸入抑制的な関税として機能している。平成 17 年度までの間においても、C重油の需要家の過大な負担が是正されていくよう、C重油関税の見直しを検討するとともに、平成 18 年度以降のC重油関税の在り方については、このような事態が是正されるよう、厳正に対処する。	検討・結論・措置		-	(経済産業省) 平成 17 年度末までに見直しを行うべく平成 17 年度中に財務省の審議会である関税・外国為替等審議会において審議される予定。	

イ 電気事業

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
自由化範囲の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧（50 kW以上）の需要家：中小ビル・工場等）までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。	一部措置	一部措置		(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の報告に基づき、小売自由化範囲の拡大については、省令を改正し、平成17年4月から高圧（原則契約電力50 kW以上）の需要家までの自由化を行う。また、家庭用までを含めた全面自由化については、部分自由化の成果を見極めつつ平成19年以降検討を開始する予定。				
	b 諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。 こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。 なお、二酸化炭素の排出抑制に寄与することによる環境への負荷の低減や、燃料供給源の多様化によりエネルギー安全保障の確保に資すること等の観点から、風力等の自然エネルギーによる電力小売事業や、燃料電池による需要家への電力小売事業については、需要家の規模にかかわらず可能とする考えについても考慮する。	速やかに評価開始							
卸電力市場の整備	供給信頼度の面、効率性の面等に留意しつつ、市場原理が有効に	措置			(経済産業省)				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
(経済産業省)	機能するよう、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備を行い、卸電力市場を整備する。				卸電力取引市場については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、その制度設計について議論を行い、平成17年4月に私設・任意の取引市場として、創設される予定。 なお、周波数変換所等の整備については、改正電気事業法に基づき指定された送配電等業務支援機関（中立機関）において、設備形成ルール等が整備されたところ。			
現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。 b 同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえつつ、より柔軟な制度への見直しを行う。 c 中立的な系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整について、引き続き既存電力会社が担わざるを得ない場合、独占力を行使することがないよう適切な制度設計を行う。	逐次措置			(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、託送制度については、自由化範囲の拡大や振替供給制度の廃止など制度改革の状況を踏まえ、一般電気事業者供給約款料金算定規則等の省令整備等を行った。			
		措置			(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、同時同量の確保のために、インバランス料金を見直し、選択制の二部料金制を導入するなどの省令を整備し、事業者の選択の幅を拡大した。			
		措置			(経済産業省) 系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整については、インバランスとして電力会社がその調整を行うこととなるが、その料金については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、省令を整備し、公平性を担保した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
送電線整備・系統運用のルール整備 (経済産業省)	d 新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。	措置			(経済産業省) 改正電気事業法に盛り込まれた一般電気事業者の託送供給業務等の会計分離を行うため、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計+報告に基づき、公平性確保等のために省令を整備した。			
	e 接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を行う。	措置			(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、託送料金について、通達により、託送料金の適切性を確保するため、変更命令発動基準の明確化を行った。			
送電線整備・系統運用のルール整備 (経済産業省)	a 既存電力会社や新規参入者が活発な競争を行い、卸電力市場が有効に機能するために、「連系送電線」の強化を始め、全国的視点からの送電線整備が行われる仕組みを整備する。その際、これまでの地盤独占と総括原価主義を前提とした送電線建設の費用負担のルールについては、自由化市場の下での新たな仕組みに改める。	措置			(経済産業省) 改正電気事業法に基づき送配電等業務支援機関（中立機関）を全国に一を限って指定したところ。この中立機関において、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、設備形成ルールを整備した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
	b 送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力系統の運用ルールを作成することを確保する。	監督			(経済産業省) (経済産業省) 送配電等業務支援機関（中立機関）は、意思決定を行う際、議決権を電力会社、新規参入者、卸電気事業者等系統利用者、学識経験者の各グループに等しい議決権を配分するなど、中立性が確保される仕組みとした上で、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、連系線を含む設備形成ルール、系統運用ルールを整備した。 送配電等業務支援機関が定めるルールについては、既にパブコメ等を踏まえて修正も行われているところであるが、今後とも普段の見直しを図っていくとともに、本措置内容を確保するため、送配電等業務支援機関の活動状況を継続的に見ていく必要がある。			
送配電設備建設の自由化 (経済産業省)	自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、届出制の下、原則として自由な送電線建設を認める。	措置			(経済産業省) 平成17年4月から新規参入者が自由化部門の需要家に電気を供給する際に、自営線による供給が届出制の下で認められこととなるため、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告に基づき、自営線の敷設を認める審査基準を整備した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
系統運用に関するシステムの導入 (経済産業省)	新規参入者が託送を円滑に利用できるように、ネットワークのセキュリティの維持にも配慮しつつ、新規参入者に対する電力系統に関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入する。		措置		- (経済産業省) 送配電等業務支援機関(中立機関)では、「電力系統利用協議会ルール」を策定し、その中で情報開示ルールを整備するとともに、系統情報公開システムを、平成17年4月から導入する予定。			
送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保 (経済産業省)	託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方策を講ずる。		措置		(経済産業省) 改正電気事業法において、託送業務上知り得た情報の目的外利用の禁止が導入され、一般電気事業者の送配電部門と他部門との間で情報遮断が行われることになった。 情報遮断の実効性を担保するため、市場監視や紛争処理など制度運用を行う行政機関の専門性の強化のため、総合資源エネルギー調査会の下に学識経験者等から設置される市場監視小委員会を新たに設けた。			
非競争分野と競争分野の会計分離 (経済産業省)	非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討する。		措置		(経済産業省) 改正電気事業法に盛り込まれた託送供給等の会計整理について、電気事業分科会において、区分経理の在り方について検討を行い、その取りまとめを行った(平成16年5月) 市場監視や紛争処理など制度運用を行う行政機関の専門性の強化のため、総合資源エネルギー調査会の下に学識経験者等から設置される市場監視小委員会を新たに設けた。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
規制機関の独立性 (経済産業省)	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。	措置			(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告に基づき、市場監視を行い、機動的な紛争処理を行うための体制を整備した。			
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 (経済産業省)	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提として所要の措置を講じる。	措置		-	(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会性能規定化検討会において、性能規定化及び民間規格活用のための検討を行い、技術基準改正案を含めた中間とりまとめが平成17年2月に原子炉安全小委員会において承認された。その後、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）の改正の事務手続きを実施している。			
家庭用燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置付けることによる規制緩和 (経済産業省)	家庭用燃料電池発電設備については、構造改革特別区域における特例措置の評価の時期等にかかわらず、小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置付けることにより、電気主任技術者の選任及び保安規程の届出を不要とする。	措置			(経済産業省) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）等を改正し、一定の要件を満たす燃料電池発電設備を一般用電気工作物に位置付けた。（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第17号）、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第18号）、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日経済産業省令第19号）：それぞれ平成17年3月10日施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
エネルギー管理者の兼任の弾力化 (経済産業省)	エネルギー管理者1人が管理するに適當な設備・人員等の範囲を見直す。	検討・結論、結論に応じ措置			(経済産業省) 熱と電気の区分管理を熱・電気一体管理の制度とするなどを内容とした省エネ法改正の手続きを進めており、平成18年4月1日に施行の予定。 そのため、エネルギー管理者の兼任の弾力化については、兼任する場合の要件を明確化し、平成17年度中に措置する予定。			
原子力発電に関する情報公開、提供の一層の推進 (経済産業省)	国及び事業者は、安全基準の常時の見直しとその遵守に向けた厳格な監視と自己管理を徹底して行うとともに、その状況を立地住民を始め広く国民に周知させるとともに、万一の事故の場合などには、原因と影響度などについて、早期に説明責任を果たす。また、原子力発電にかかるコストを、建設にかかる部分、維持・運営にかかる部分、核燃料サイクルにかかる部分に分別して、バックエンドの経済的措置の検討の中で、 국민に説明する。今後の原子力発電の政策は、このように国民との対話を通じて可能となることを銘記する。	逐次実施			(経済産業省) バックエンドコストの経済的措置について検討を実施した総合資源エネルギー調査会電気事業分科会では、原子力発電のコストやバックエンド事業に要する費用等も含め公開の下で議論を行い、報告を取りまとめる際にはパブリックコメントを実施し、広く国民に意見を検討の参考とした。また、電子メール、電話等によって原子力に関する様々な質問や意見等を受け付ける「原子力なんでも相談室」の運用などを通じ、国民の声の把握につとめている。 原子力安全規制行政に対する国民の信頼の醸成に向け、原子力立地地域の地元議会への出席や住民説明会等の開催、一般住民との直接対話の実施、分かりやすいパンフレットやニュースレターの作成・配布等を通じて、原子力の安全性に關し、地元住民に分かりやすい説明を行うことに努めた。 関西電力㈱美浜3号機事故においては、事故調査委員会の審議内容をすべて公開で行った他、積極的なプレス発表、関			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
					係情報のホームページ上での公開を通じて、国民への速やかな情報提供に努めるとともに、すべての原子力発電所立地道県及び市町村に対しても情報の提供に努めた。			
電力特定供給事業の推進 (経済産業省)	電力特定供給の許可事例について、ホームページで周知する。	措置			(経済産業省) 資源エネルギー庁のホームページ内に特定供給の事例について、資料を掲載した。 http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/rule/tk(all).pdf			
ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 (国土交通省)	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。	措置			過去の測定結果に基づきダムの堆砂状況に大きな変化が認められない範囲については、測定頻度を変更できることとし、その旨関係機関に周知した。			

ウ ガス事業

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施する。	一部措置		(19 年 度 一部措 置)	(経済産業省) 小売自由化範囲の拡大については、平成16年4月から年間契約ガス使用量50万m ³ 以上の需要家までに自由化範囲を拡大した。また、今後の自由化範囲については、平成19年を目処に年間契約ガス使用量を10万m ³ 以上の需要家までに拡大する予定。			
	b 需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区分がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、需要家のガス供給者に関する選択肢を確保するという観点は重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。	速やかに 評価開始			(経済産業省) これまでの自由化範囲の拡大による効果を検証するため、自由化部門の現状等に関する調査を実施し、その効果等の評価を開始したところ。			
	c 自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討する。	措置 (4月施行)			(経済産業省) ガス事業法の改正により、許可制から届出制とした。(平成16年4月施行)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
ガス供給インフラの整備推進 (経済産業省)	a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点（他の都市ガス会社の供給区域内であっても）においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。	措置			(経済産業省) ガス事業法の改正により、一般ガス事業者供給区域内の新規パイプライン設置を許可制から届出制とし、一般ガス事業者の供給区域内であっても、当該一般ガス事業の利益を阻害しない場合には、導管を敷設し、大口供給を行うことが可能となっている。（平成16年4月施行）			
	b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。	措置			(経済産業省) 敷設された導管の過半が一般ガス事業者の供給区域外に位置し、かつ周辺の導管網の供給効率性等が確保される導管については、使用開始後5年を経過するまで、当該導管について高めの事業報酬率の設定又は託送供給約款作成免除の措置が選択できるように整備した。			
既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。	措置			(経済産業省) ガス事業法の改正により、全ての一般ガス事業者及びガス導管事業者に対して託送供給の義務を課した。（平成16年4月施行）			
	b LNG基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。	措置			(経済産業省) 第三者利用を拡大する観点から、透明かつ公平な相対交渉を確保するための方法を適正なガス取引についての指針において、明確化した。			
	c 大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公	措置			(経済産業省) ガス事業法の改正により、託送供給の業務（これに関連する業務を含む）に関する会計分離規程を整備し、情報遮断を			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。				した。（平成16年4月施行）			
ガス託送制度の改善 (経済産業省)	卸送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。	措置（4月施行）			(経済産業省) ガス事業法の改正により、卸送制度を整備した。（平成16年4月施行）			
市場監視機関 (経済産業省)	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。	措置			(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書に基づき、市場監視を行い、機動的な紛争処理を行うための体制を整備した。			
ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)	a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPGガス事業の事業区分の見直しを行う。 b 簡易ガス事業者によるLNG利用についてはこれを認める方向で検討を図る。	逐次検討			(経済産業省) 一般ガス事業、簡易ガス事業、LPGガス事業はそれぞれの供給方式の違いを踏まえて、ガス利用者の利益を確保する観点から規制が行われており、現時点においてはこうした事業区分が有効である。今後の制度改革において、必要に応じ、事業区分の在り方について検討を行う。 (経済産業省) 簡易ガス事業者についても一般ガス事業者として許可を受けた場合にはLNG利用は可能であることから、平成16年7月に簡易ガス事業の一般ガス事業への転換等に関する許可基準等において、基準を明確化した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
一般ガス事業におけるガス熱量等の測定及び検査場所の緩和 (経済産業省)	一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合に、一般ガス事業者からのガス供給の場合と同様、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。	措置 (4月通知発出)			(経済産業省) 通達にて法解釈の運用を通知(ガス事業法施行規則第21条及び第29条に規定する熱量、燃焼性の測定場所及び成分の検査場所に係る運用について(平成16年3月31日 原子力安全・保安院通達))			
一般ガス事業者におけるガス熱量等測定時刻の緩和 (経済産業省)	一般ガス事業者が行う供給ガスの熱量及び燃焼性の測定について、1日2回の指定時刻での測定から、1日1回の任意時刻の測定で足りることとする。	措置 (4月施行)			(経済産業省) ガス事業者が行う熱量及び燃焼性の測定は1日1回任意の時刻にて測定することとする省令改正を実施。(平成16年4月施行)			
ガス供給区域規制の見直し (経済産業省)	供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。 都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を有する場合があり、結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。 このため、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。	逐次実施			(経済産業省) 平成16年2月、未普及供給区域・未普及供給地点の見直し区域の具体的な判断基準を定め、当該地域の更なる見直しを行ったところ。(平成16年4月末までに未普及供給区域を有する事業者からの供給区域変更許可申請を受けつけ、許可を行っている。)			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
都市ガスにおける 契約単位の見直し (経済産業省)	一構内、一建物内に会計主体が異なる部分がある場合であっても、会計主体相互が生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係を有する場合は一契約とする取り扱いについて、速やかに検討を開始し、平成16年度中に措置する。	措置			(経済産業省) 最終需要家の実態を十分に見極めつつ検証を行い、一構内、一建物内に会計主体が異なる部分がある場合であっても、大口需要家が他の会計主体と資本関係において密接な関係を有する場合には、一括した契約を締結出来るよう通達（ ）を平成17年3月28日に発出した。 平成17年・03・04 資庁第10号			

工 その他

事 項 名	措 置 内 容	規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
		実 施 予 定 時 期	16年度	17年度	18年度	
公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 (経済産業省、総務省、国土交通省、公正取引委員会) <ITイ に再掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	<p>a 公益事業分野における市場監視の強化</p> <p>競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況（市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など）を調査する。</p>	逐次実施			<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年10月に公表した「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針」及び「電気通信事業分野の競争状況に関する平成16年度実施細目」に基づき、電気通信事業者の提供する各電気通信サービスの提供状況に関する調査を実施し、その集計結果を平成17年1月26日（ブロードバンドサービス、IP電話、データ通信（法人向け））と同年2月3日（移動体通信）に公表した。 また、平成16年度は「移動体通信」領域について競争評価を実施した（評価結果案を平成17年4月26日にパブリック・コメントに付した。） <p>(経済産業省)</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、担当課で、情報収集に努めるとともに、市場における競争状況について新規参入の状況等の動向調査を実施している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>国内航空運賃について、平成14年12月より新規参入路線の運賃の設定・変更状況をとりまとめ、公表している。</p>			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	<p>b 公益事業分野における競争政策の強化</p> <p>競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。</p>	逐次実施			<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度「インターネット接続」領域に関する競争評価結果において、引き続きF T T HやA D S Lなどのインターネット接続に用いるアクセス回線部分の提供状況について注視していく必要があると判断したことから、平成17年2月24日付で6ヶ月毎に地理的区分に基づく情報収集が可能となるよう「電気通信事業報告規則」の改正を行った。 <p>(経済産業省)</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、競争制限的な行為に関して、情報収集・調査を行い、適正な取引について指針に反映するなどの取組みを実施している。</p>			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
c	複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。	逐次実施			(公正取引委員会) 電力・ガス・電気通信事業では、公益事業者間の相互参入が進展し、それに伴い、競争上の弊害が生じる可能性があることから、相互参入の実態を調査するとともに、公益事業分野の相互参入について独占禁止法上の考え方を明らかにした（平成17年2月18日公表）。 (経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、相互参入が進展し、分野横断的な競争が行われていることを踏まえ、その結果生じている紛争について情報収集・調査を行い、適正な取引について指針に反映するなどの取組みを実施している。			
d	公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡をとり、事業者に混乱が起こらないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。	逐次実施			(総務省) ・ 電気通信事業分野では、総務省と公正取引委員会は平成13年11月に「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定・公表している。本指針については、平成16年4月の電気通信事業法改正を踏まえて、平成16年6月に見直しを行ったところ。 (経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、事業規制に関わる事項については経済産業省、また、競争阻害等に関わる事項については公正取引委員会がそれぞれ役割を分担し、事業者に混乱が起こらないよう適切に対応している。			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
	e 事業所管官庁における中立性確保 事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			(総務省) ・ 上記aのような電気通信事業分野における競争評価を行うにあたり、行政、事業者、有識者の間で、データ収集の手法について意見交換を行い、収集したデータは出来る限り公表し、事業者を含めて情報共有に努めた。また、評価作業に当たっては、意見公募を利用することにより議論の公開性を高め、専門的見地を要する場合については、事業者や有識者が主体的に参画できる会合等を開催してその内容を深めるなどして、関連する会合の模様を公開した。 ・ 電気通信事業分野においてより専門的な見地や、より公正・中立な立場での市場評価を行う体制を強化すべく市場評価企画官を設置した。(平成16年4月1日) (経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場から市場監視を実効的に行う観点から、外部有識者等を積極的に活用することとした。	
インフラ整備の促進 (関係府省)	a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。	実際上の必要性が生じた場合に検討				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
	b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジュール / hr 未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。	実際上の必要性が生じた場合に検討			(経済産業省) 今後、エネルギー政策等の観点から、必要性が生じた場合には、適切に検討する。			